

第23期 第5回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年10月15日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」

3 出席者

区分	職名	氏名
委員	会長	松本光明
	委員	富田由廣
	"	田高利美
	"	佐京忠史
	"	関野稔
	"	工藤徳康
	"	木村正則
	"	中居裕
	"	堤静子
	"	赤松靖
	欠席委員	竹林雅史
	"	南谷雅人
	"	尾崎幸弘
	"	坂岡正彦
	"	宮野昭一
県側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事 主幹 八戸水産事務所 水産普及課長 むつ水産事務所 主事	野月浩 田澤亮 藤川義一 小山内綾香
事務局	事務局長 主幹専門員 技師	三橋潤一郎 長谷川清 傳法利行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について

原案どおり承認することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第5回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第5回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案2件、報告事項1件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

それでは、木村委員と中居委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

松本会長

県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして県の方から説明させていただきます。

資料の方、1枚めくっていただいて、2ページ目から御覧いただければと思います。

これまでのとおり、漁業魚種、そして漁業を営む者の資格と許可又は起業を認可すべき船舶等の数等について説明させていただきます。

最初の2ページ目ですけども、こちらの漁業魚種は、あんこう固定式刺し網漁業でございます。

こちらは、2ページ目から3ページ目までに渡っていますけども、2ページ目の方の上段の漁業を営む者の資格は、風間浦漁協の下風呂地区の漁業者ということになります。許可すべき漁業者の数は9隻、船舶等の数は9隻となります。

2ページ目の下段から3ページですけど、こちらの方は同じく風間浦漁協の易国間地区の漁業者ということで、2隻となってございます。

続いて、3ページの方ですけども、こちらも同じく、風間浦漁協蛇浦地区の漁業者ということで、許可すべき船舶の数は5隻でございます。

続いて、めくっていただいて4ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらは、ほたてけた網・うに雜けた網漁業で、石持漁協の組合員で6隻となってございます。

同じく、5ページの方に目を移していただいて、ほたてけた網漁業ということで、野牛漁協の組合員で18隻となってございます。

続いて、6ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、するめいかの小型いか釣り漁業でございます。今年1月の委員会で諮問させていただいた件なんですが、1件の追加ということでございます。

新規分として、青森県の大間漁協の漁業者の1隻を追加、新規で諮問させていただくということでございます。

こちらが6ページですけども、7ページ目の方に移ります。こちらは、かれい固定式刺し網漁業でございます。漁業を営む者の資格として、八戸鮫浦、八戸みなと、百石町、三沢市の各漁協の組合員ということで、許可すべき船舶等の数は15隻となっております。

めくっていただいて、8ページ目の方に移りますと

こちらも同じ内容ですが、かれい固定式刺し網漁業でございます。こちらは、八戸市南浜と階上の漁協の組合員が、漁業を営む者の資格となっており、許可すべき船舶等の数、隻数は、17隻となってございます。

最後、9ページ目の方を御覧いただければと思います。こちらは、上段が、あわび潜水器漁業で、下段が、なまこ潜水器漁業でございます。漁場は、いずれも東共第33号共同漁業権の区域ということで、漁業を営む者の資格として、当漁協の漁業権の漁業者ということで、許可すべき者はそれぞれ関根浜漁協となってございます。

県の方からの説明は以上でございます。審議の方、よろしくお願ひいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、御質問、御意見もないようですので、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規操業承認について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

いか釣りの承認漁業における相続、承継、代船等に当たらない新規操業承認につきましては、資料3にあるとおり、青森県沖合海域におけるいかつり漁業（総トン数5トン未満）の操業承認対象者等についての内規において、委員会の会議に付して、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当するかどうかを御審議いただく必要があるとされています。

今回、議案第2号資料1のとおり、三沢市漁協から1件の新規の申請がありました。添付された申請理由書からいずれも漁業経営の安定を理由とするもので、漁協からの副申により、着実な操業とそれによる本県の地域活性化等が見込まれると推察されます。

議案第2号資料2の方を御覧ください。

令和6年度いか釣り承認件数と今年度、令和7年度の申請承認件数の比較となっております。

表1 県内の中頃、三沢市漁協の新規承認申請が1件となっております。

今回の1件を含めて、県内船につきましては、東部委員会では253隻となっております。

この資料にはございませんが、西部委員会分152隻を加えまして、県全体で405隻となっておりまして、内規で定めております枠数の490隻以内に収まる状況となっております。

以上のことから、事務局としましては、今回の申請について、水揚げをとおして地域の活性化など、沿岸漁業の振興等に寄与すると認められる場合に該当すると判断できることから承認して差し支えないものと考えております。

事務局からの説明は以上です。

御審議の方、よろしくお願ひいたします。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課　野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事

水産振興課　野月副参事

こちらの方につきましては、県の方からの説明はございません。
よろしくお願ひいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

ありませんですか。

御質問、御意見もないようですので、今回の新規申請について、操業を認めることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第2号「東部海区漁業調整委員会指示に基づくいか釣り漁業の新規承認について」については、申請どおり承認することに決定いたします。

次に報告事項について、事務局から報告を求めます。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

報告資料1の1ページ目を御覧ください。

令和7年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動につきましては、令和7年7月23日に実施され、同年8月15日に連合会の方から、その結果について、当委員会に送付がありました。

次に資料2の方でございますが、これは要望とその回答についてをまとめたものとなっております。

本委員会から要望として、昨年要望が出され、連合会の要望事項として関係機関に要望された事項について、若干説明いたします。

まず、本委員会要望1つ目

沿岸漁業と沖合漁業の調整についてでございますが、これは、資料2の11ページから16ページの方に記載がされております。

まずは、資料2 12ページの方を見ていただきたいんですが。

12ページ上段 1 - ③に係る部分です。

沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理について、沿岸漁業に悪影響を及ぼさないように資源管理の強化等、国指導の操業調整を当委員会の要望として提案したのですが、これが、③の令和7年度提案の後段の方に記載となっております。

これに対する水産庁の回答は「継続」で、この表の右の欄のとおりとなっています。

なお、回答の3のところ、赤字で書かれていますが、「海洋環境の変化への対応を踏まえ」という文言が追加されております。

次に当委員会の要望した沿岸漁業と沖合漁業の関係者会議の継続開催、大臣許可漁業に対する規制の見直しについては、1ページ戻っていただいて、11ページの中段1 - ①に該当しております。

水産庁の回答は「継続」で、右の欄のとおりとなっております。

なお、本項目においても、「海洋環境の変化への対応を踏まえ」という文言が追加されております。

資源管理に伴う減収対策の要望につきましては、14ページになります。

14ページの上段2 - ③の後段が該当しております、これに対しては、右の方で「継続」の回答となっております。

次に本委員会から要望の2点目として出しました、太平洋クロマグロの資源管理についてです。

本委員会の方で出しました、クロマグロによるいか釣り漁業への被害低減技術開発、これにつきましては、8ページになります。

8ページ上段の2 - ②のイ、赤字で「新規」となっておりますが、これが本委員会の要望が該当している部分で、水産庁からは、右の欄の4で、水中灯の点滅による回避効果などを現在調査しており、この結果を踏まえて対策の方を検討したいという回答がございました。

次にまぐろ漁業の新規承認の要望は、7ページ上段1 - ③に該当しますが、水産庁からは、令和7管理年度で約2,800件の新規承認を行いました。と回答がありました。

また、数量管理に伴う減収補填は、ページが行ったり来たりしていますが、8ページ下段の2 - ③のウでまとめられておりまして、引き続き予算確保に努めるとなつて

おります。

それから、遊漁に対する監視・指導強化につきましては、これは10ページになります。

10ページの3が遊漁についての要望、回答となっております。

水産庁からは、右の回答欄1から6までの回答がございますが、遊漁における採捕報告を昨年の3日以内から、今年は1日以内、翌日には報告ということで迅速な報告を求めるとともに、採捕数量を毎月5トンとして、それを超える恐れがある場合は、直ちに採捕禁止としています、ということ。

それから、広域漁調違反に直ちに裏付け命令を発出し、取締り対象としていること。更には、令和8年4月から届出制を導入することなどが回答されております。

以上が、当委員会の提出しました要望案に係る要望結果となっております。

他の部分につきましても、委員会の皆様において一読していただければと思います。

事務局からの報告は以上でございます。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願ひいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

松本会長

ないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして第23期第5回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後1時45分